

拡大生産者責任に対する取組について

令和2年度

東京都予算編成にかかる

重点要望事項

多摩地域26市の市長
により組織

東京都市長会

生産者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという、拡大生産者責任の考え方にに基づき、EPR（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大、強化について国へ働きかけられたい。また、市町村に対する財政支援については現在の新規の施設整備を行うための支援だけではなく、継続的なリサイクルの取組にかかる施設維持管理経費についても国へ働きかけられたい。

1 EPR（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大

容器包装プラスチックや小型家電などを対象とした各種リサイクル法では、リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理及び容器回収に係る住民への周知啓発等に要する費用が市町村の負担となっているため、各市町村の財政を圧迫している。

水銀に関する水俣条約が発効し、これまで資源物として輸出している水銀について、国内での最終処分場の確保・整備が必要となり、現状ではそのコストを収集側である市町村のみが負担することとなる。

また、蛍光管や乾電池のように有害物質を含むものが不法投棄された場合や、リチウムイオンバッテリー等が不燃ごみ等へ混入され、中間処理施設等で発火・火災が発生するなど、清掃行政に大きな影響を及ぼす事案に対して、製造販売業者等に何の責務を課されず、その処理責任が市町村に課せられている。

さらにパソコン回収においては、資源有効利用促進法に基づく一部有償のパソコン回収に加え、平成 25 年 4 月から施行された小型家電リサイクル法での無償パソコン回収も行われている。それぞれの法律によって回収の方法が異なっているため、消費者にとって分かりにくく、製造事業者の回収再資源化料金等をめぐって誤解や不満を生じさせている。

このほか、容器包装等の資源物については、販売事業者であるスーパーマーケット等で自主的に店頭回収も行われているところであるが、コンビニエンスストアやドラッグストアでは実施している店舗数は比較的少ない状況である。

このように、パソコンや乾電池、容器包装プラスチックなど、本来、拡大生産者責任において製造業者が回収・再資源化しなければならない製品を、各自治体の中間処理施設で処理している実情から、各市町村が対応に苦慮している。

これらの問題については、循環型社会形成推進基本法において、本来、事業者にその責務が課されているが、拡大生産者責任にかかる具体的な仕組みを構築・改善する法整

備等が進んでいない状況にある。

そこで、商品及び容器包装等に関する廃棄物の回収と3R（発生抑制・再使用・再生利用）を製造販売事業者に義務付けるとともに、その具体的な仕組み・手法等を明記する、いわゆる「EPR（拡大生産者責任）法」の整備と、市町村に対する財政支援を国に要請されたい。

2 鋭利な在宅医療廃棄物の適正処理の推進

感染症の危険がある使用済み注射針等の在宅医療廃棄物については、多摩地域全域で薬局回収を行っているが、一般廃棄物・資源物への混入があとを絶たず、また、収集後の手選別作業中においても、針刺し事故が発生するなど、円滑な再資源化に支障を来している。

このようなことから、特に危険性の高い使用済み注射針等については、拡大生産者責任の観点から、生産者である医療品・医療機器メーカーが、排出ルールの周知徹底、薬剤師会等と連携した新たな広域的な回収の仕組みづくりを行うよう、国や医療品・医療機器メーカーに積極的に働きかけられたい。また、都薬剤師会にも新たな仕組みづくりに積極的に関与するよう働きかけられたい。

3 リチウムイオン電池等の充電電池の自主回収及び充電電池による火災の防止対策

多摩地域の処理施設において、リチウムイオンバッテリーが原因と思われる火災で、処理ラインが停止するとともに本復旧のために多額の費用を要する事故が発生した。

業界団体である一般社団法人JBR Cは、資源有効利用促進法に基づき家電小売店等によるリサイクル協力拠点を設けリチウムイオンバッテリーを含む小型充電式電池の回収に取り組んでいるが、回収対象電池は打痕や圧壊など外部ダメージのない電池で、打痕や圧壊など外部ダメージがある電池や電池パックから解体された電池などは回収対象外電池となっている。

一方、東京都の市区町村においては、有害ごみとして分別し収集している団体やJBR Cのリサイクル協力拠点を紹介している団体もあり、その取扱いは統一されたものになっていない。

不燃ごみ等へのリチウムイオンバッテリーの混入を防止し分別・リサイクルを進めるため、国がJBR Cに対し、破損・故障した充電電池を含む完全な回収体制の構築と関係機関に対する事故防止対策の周知に取り組むよう求めることを都として国に働きかけられたい。

全国市長会：全国 815 自治体（792 市、23 区）の市長（区長）により組織
【令和 2 年度国の施策および予算に対する提言】

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

2. 循環型社会の形成推進について

- (1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

- (2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

- (3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

3. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改め

ること。

- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬処理、リサイクル費用については、
拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。
- (3) 義務外品の処理については、一般廃棄物扱いであるため市町村の責任とされているが、効果的に進めるためには関係者が連携・協力して取り組む必要があることを踏まえ、制度の前進・拡充に資する新たな方法を検討すること。
- (4) 制度の対象品目を拡充すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

- 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、
都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用や負担を軽減すること。